

2002年9月

文化芸術振興基本法
基本方針に関する意見

社団法人日本芸能実演家団体協議会

我が国で初めて政府として文化振興に関する「基本方針」が定められようとしております。私ども芸能実演家はこの歴史的な事実を重く受け止めると共に、芸能文化の抱える課題が共有され、今後、文化政策の振興のため生き生きとした政策が形成されていくため、どのような方針を示すことが必要かについて真摯に研究と意見交換を重ねて参りました。

演劇、音楽、舞踊、演芸など芸能関係 65 団体が集う日本芸能実演家団体協議会は、日本の芸能文化の発展に積極的に参画し、文化政策の形成に貢献することを目指して、以下のとおり基本方針に関する意見をまとめました。

1．文化芸術振興政策が継続的に豊かに形成され、総合的に推進されるための仕組みをつくりあげること

- 文化審議会に文化政策分科会を設置する
- 文化政策推進会議、各種懇談会、協力者会議の役割と連携を明らかにして再編成する
- これら会議に芸術家等が参画する体制を構築する
- これら会議の調査審議を支援し認識を共有するための調査研究機能を充実する
- 政策の総合的な推進のために省庁を超えた連絡推進機関を設置する

政策の形成に関する私どもの考えは以下のとおりです。

もっと主体的にかつ積極的に芸術家等（法 16 条）が文化芸術振興に参画できる仕組みの形成が可能なのではないか。

文化芸術が社会で成立している現場の実状についての情報をきちんと伝えたい。

文化庁が政策形成や施策の実施のために設置している諸機関をより有効に機能させるための改善の必要があるのではないか。

文化芸術振興基本法を契機に本法の求める体制につくり変えていく必要があるのではないか。

視点としては、政策形成の組織デザイン及びそこに関わる人材と言う二つの点が考えられるのではないのでしょうか。

デザインについて、まず振興基本法の成立前に設置されている文化審議会は、振興基本法の期待する役割、機能を果たせる構成にはなっていないと考えます。現在、国語、

著作権、文化財など4つの分科会が置かれていますが文化政策に関する分科会が存在しません。今後の政策形成を考えた場合、法的に位置づけられた文化政策分科会の設置を基本方針として打ち出す必要があると考えます。

また、文化庁長官の諮問機関として文化政策推進会議、課題ごとの懇談会が設置され政策形成のための議論が積み重ねられていますし、施策実施のために各種の協力者会議が設置されていますが、これらの諸会議の役割と連携を明確にし、芸術家等が自由にかつ責任をもって意見提起し調査審議する場として再編成することが必要と考えます。

次に、参加する人材について、芸術家等が文化審議会および諸会議に参画すること、またそれだけにとどまらず専門官として幅広く参画する仕組みを構築することが重要と考えます。これらのデザインと参加する人材は、芸術家等の個人としての見識と芸術家等統括団体との集団的意見を表明し、それが有機的に結合する場となることが求められます。加うるにこのような政策形成のための調査審議に、的確な資料を提供し、認識を共有するため、文化芸術に関する情報収集と交流、調査研究の体制を飛躍的に充実することが求められます。

最後に、このようなプロセスを経て形成された文化政策を総合的に推進するため、文化庁を中心とする省庁の枠組みを超えた文化政策連絡推進機関の設置を提案します。

(添付：「文化政策形成の仕組みづくりのために」参照)

2．基本方針で打ち出してほしい4つの重点課題

劇場の法的基盤整備に向けて第一案として劇場事業法（仮称）を提案いたします。

芸術家等の社会保障制度の整備に向けて、その基本的考え方を提案します。

国公立大学における演劇・舞踊学科・学部設置促進と統括団体における現職者研修事業の充実を提案します。

税制および財政整備による芸術活動への支援のあり方の見直しに着手することを提案します。

まずは基本法制定を契機として文化芸術、とりわけ芸能に差別的な「芸能法人への法人税源泉制度」の撤廃を強くもとめます。(添付：「参考資料」参照)

劇場の法的基盤を整備し、文化芸術に豊かな環境を

振興基本法の目的を具体的に達成していくためには、地域において人々が文化芸術に身近に接することができる仕掛けが必要となります。芸術家等がその専門性を十分に発揮し、優れた作品を創造し、体験の場をつくりあげていく社会的な装置としての劇場の法的基盤を整備し、地域社会にそのような場の充実を促進する方向性を基本方針に明記して頂きたい。(添付：「劇場事業法（仮称）の提案」参照)

芸術家等の社会保障制度の整備に向けて

芸術家等は、多くが同一の使用者に恒常的に雇用されている就労形態ではありませんが、仕事の成り立ちとしては不特定多数の使用者に不定期に雇用されている就労形態と

なっています。そのため不幸にして芸能の現場で事故が起きた場合、一部に労働基準法に言う労働者ではないとの判断から公的な補償が行われたい事態になっています。本年7月、いわゆる瀬川裁判高裁法廷においてフリーカメラマンに労働者性を認める判決が出され、確定いたしました。労災補償申請から15年以上の時間を要しています。振興基本法の基本理念「地位の向上」の柱として、すべての芸術家等に公的な労災補償制度の適用を行うなど、芸術家等の社会保障制度の整備について基本方針に明記していただきたい。(添付:「芸術家等の社会保障制度の提案」参照)

芸術家等の養成・研修の充実に向けて

法第16条で、芸術家等の養成及び確保、法第17条で、文化芸術に係る教育研究機関等の整備が規定されました。芸術家等の能力が十分に発揮され、豊かで質の高い文化芸術が創造されていくことが必要であると考えますが、人材の養成と研修に関しては、国公立大学等高等教育機関や劇場等、現場での養成、さらに現職者に対するスキルアップ研修が必要であります。日本の高等教育機関においては音楽と美術に関しては充実していますが、演劇舞踊について未整備のままです。また、現職者研修についても不十分であり、この分野は芸術家等の統括団体がその任を十二分に担える位置にいます。

(添付:「参考資料」参照)

税制及び財政整備による芸術活動への支援のあり方見直しに着手を

文化芸術振興基本法は、その基本理念で文化芸術活動を行う者の自主性、創造性の尊重をうたっています。法の目的と理念に照らして、今後の文化芸術活動を税制、財政、その他の方法でどのように支援していくかは大きな課題と考えます。

現在、公益法人制度の改革が政府で検討されています。芸能団体の法人格は、その歴史的経緯や芸能活動の経済的格差や不安定さから公益法人、有限会社、株式会社、特定非営利法人とまちまちであります。多くは公益的な役割を担っているにもかかわらず、寄付金の税制優遇をほとんど受けられない状況にあります。

この公益法人改革議論の進捗と併せて、文化芸術団体の法人格問題と支援税制措置、財政支援に関する制度や方法などのシステムについて、芸術家等が参画する政策形成の機関において検討に着手する必要があると考えます。

3. 基本方針の見直しについて

今回の基本方針の策定を承けて、提示された課題を解決するために検討をはじめること、これまでの政策の評価を行うために、基本方針を3年後に見直すことを提案します。この3年は日本芸術文化振興会の独立行政法人化、平成17年を目途に進められるであろう公益法人改革など行財政制度の諸改革が進行します。この観点からも基本方針を平行して見直す必要があると考えます。

以上